

亀山市告示第147号

亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱（平成20亀山市告示第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
[条を削る。] (録画情報の閲覧) 第5条 録画情報の閲覧は、閲覧しようとする者が警察関係者等であって、 <u>刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定による照会であることが分かる書類の提出又は提示</u>	<u>(録画情報閲覧の申請)</u> 第5条 <u>カメラに記録された録画情報を閲覧しようとする者は、防犯カメラ等録画情報閲覧申請書（様式第1号）を</u> <u>実施機関に提出しなければならない。</u> (録画情報閲覧の承認) 第6条 <u>実施機関は、前条の申請について、閲覧しようとする者が警察関係者等であって、その目的が、現に捜査している刑事事件に係る場合に限り、録画情報の閲覧を承認することができる。</u>

がある場合に限り、承認することができる。

2 録画情報の閲覧は、管理者の立会いのもとで行うものとする。

[条を削る。]

[条を削る。]

(録画情報の提供)

第6条 録画情報の提供は、提供を受けようとする者が警察関係者等であつて、刑事訴訟法第197条第2項の規定による照会であることが分かる書類の提出又は提示がある場合に限り、許可することができる。

2 録画情報の提供は、直接手渡しする方法により行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により閲覧を承認した場合は、当該申請者に対し、防犯カメラ等録画情報閲覧承認書(様式第2号)を交付するものとする。
(閲覧の方法等)

第7条 録画情報の閲覧は、管理者の立会いのもとで行うものとする。

2 録画情報を閲覧した者は、実施機関に、防犯カメラ等録画情報閲覧報告書(様式第3号)を提出しなければならない。
(録画情報提供の申請)

第8条 カメラに記録された録画情報の提供を受けようとする者は、防犯カメラ等録画情報提供申請書(様式第4号)を実施機関に提出しなければならない。
(録画情報提供の許可)

第9条 実施機関は、前条の申請について、当該申請者が警察関係者等であつて、その目的が、現に捜査している刑事事件に係る場合に限り、録画情報の提供を許可することができる。

2 実施機関は、前項の規定により録画情報の提供を許可した場合は、当該申請者に対し、防犯カメラ等録画情報提供許可書(様式第5号)を交付するも

3 録画情報の提供に要する経費は、当該提供を受ける者の負担とする。

(閲覧等記録簿への記録)

第7条 録画情報の閲覧又は提供を行ったときは、管理者は、閲覧等記録簿（別記様式）にその旨を記録し、保存しなければならない。

[条を削る。]

(閲覧者等の守秘義務)

第8条 [略]

(録画情報の保存)

第9条 [略]

(録画情報の消去)

第10条 [略]

(記録媒体等の廃棄)

第11条 [略]

(個人情報映像の利用及び提供の制限)

第12条 第5条及び第6条に規定するほか、個人情報映像は、カメラの設置目的以外の目的のために利用し、又は

のとする。

[項を加える。]

[条を加える。]

(提供の方法等)

第10条 録画情報の提供は、直接手渡しする方法により行うものとする。

2 録画情報の提供に要する経費は、申請者の負担とする。

3 録画情報の提供を受けた者は、実施機関に、防犯カメラ等録画情報受領書（様式第6号）を提出しなければならない。

(閲覧者等の守秘義務)

第11条 [略]

(録画情報の保存)

第12条 [略]

(録画情報の消去)

第13条 [略]

(記録媒体等の廃棄)

第14条 [略]

(個人情報映像の利用及び提供の制限)

第15条 第5条から第10条までに規定するほか、個人情報映像は、カメラの設置目的以外の目的のために利用し、

提供してはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定により個人情報映像を利用し、又は本人に提供するときは、この限りでない。

[2 略]

（指定管理施設における措置等）

第13条 [略]

（管理者等の守秘義務）

第14条 [略]

（委任）

第15条 [略]

又は提供してはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定により個人情報映像を利用し、又は本人に提供するときは、この限りでない。

[2 略]

（指定管理施設における措置等）

第16条 [略]

（管理者等の守秘義務）

第17条 [略]

（委任）

第18条 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号から様式第6号までを削り、附則の次に次の1様式を加える。

別記様式（第7条関係）

閲覧等記録簿

整理番号		
閲覧日		年 月 日
閲覧者	所属機関	警察 課
	職・氏名	
	電話番号	
閲覧方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 提供 閲覧者の記録媒体に複製した上で提供 その他の方法による提供 ()
カメラの設置場所		
閲覧した録画情報の記録日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
照会の方法		<input type="checkbox"/> 書類の提出 <input type="checkbox"/> 書類の提示（複写済）
身分確認		<input type="checkbox"/> 警察手帳 <input type="checkbox"/> 名刺 <input type="checkbox"/> その他
その他		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。